

議長 原重三郎 書記 小島 熊谷

協議事項

一、公傷の範圍決定の件 (組合側提出)

イ、執務中負傷したる場合は公傷と認む但し自己の重大なる不注意に依り生じたる場合此の限りにあらず

ロ、扶助支給に關して

公傷の場合は日給及び療養中の全額を會社にて支給す但し第三者より受けたる場合は加害者より賠償したる金額を差引き不足額を支給すること

ハ、扶助支給額は左の如し

一、公傷により死亡したる場合 日給五百四十日分

二、公傷により終身自由を辨する事能はざる場合 日給五百四十日分

三、公傷により終身勞務に服する事能はざる場合 日給三百六十日分

四、従來の勞務に服する能はざる場合 日給百八十日分

五、自體を傷害し舊に復する事能はざるも引續き従來の業務に服する事の得るもの 日給四十日分

六、其の他工場法に準ずる事

(註、従來産業の性質上工場法が適用されて居ない)

二、見習工の期間制定に關して (組合側提出)

上とす丁年に達するまでは見習工とし見習待遇を受け

る者の日給は左の如し

十八歳以上 初任給 一、〇〇〇錢

十九歳以上 同 一、二〇〇錢

二十歳以上 同 一、四〇〇錢

三、サービスの件 (會社側提出)

サービスに就いては従來と雖も遺憾の點はなかつたが今後一層サービス改善に留意すること

組織部報告

部長 富田 繁 藏

本年度に於ける組織部は、青年部と協力して、工場、職場の實際問題を敏活にとらへて、或はボスターにピラに訪問に、活潑に活動したる結果、新設支部は別表の如く、十六ヶ支部三分會七百九名を組織した。其の内、ガラス、印刷支部等の五ヶ支部は内部其の他の事情で産業別的に整理することとした。

産業別整理に依り改組したる支部

解體支部は十二ヶ支部、四分會六百五十六名で、別表記載の如く産業別に整理された五ヶ支部をも含んでゐる。差引昨年比して四ヶ支部五十三名の増加となり、現在組合員数は失業組合員をも含んで男二、四〇五名、女二、二二一名合計二、六二六名である。

本會ノ議長及委員ヲ以テ之レニ充ツルモノトス
第十一條 本會議ニ上程スヘキ議案ハ總テ準備委員會ノ承認ヲ得タルモノニ非ラサレハ之ヲ上程スルコトヲ得ス
第十二條 本會議ニ於テ決定セル事項ハ再議ニ付スルコトヲ得ス
第十三條 本會議ニ於テ滿場一致ヲ以テ議決シタル事項ハ會社之レヲ實施ノ責ニ任ス
第十四條 本會ニ出席シ發言權ヲ有スルハ當會社重役及各部課長並ニ日本勞働總同盟、關東勞働同盟會長松岡駒吉、同會主事齋藤健一、同會執行委員福岡金次郎等トス
第十五條 本則ノ解釋適用及選舉ニ關シ疑義アル時ハ議長之ヲ決ス
第十六條 本則ハ昭和四年九月一日ヨリ之ヲ實施ス
第十七條 第一回委員ニ限リ其ノ任期ハ昭和五年十一月現在トス

附記

玉川水道支部團體協約概況

日時 昭和五年十一月二十九日夜(年一回)

場所 玉川水道株式會社樓上に於て

出席

會社側 原 中野 藤原 加藤 長谷川 黒江 杉山

柴田 小島

勞働側 仁科 熊谷 土屋 荒川 關 野本 野尼

總同盟 松岡 福岡 徳永

イ、滿二十歳以上のもの採用したる時は各自見習として其の期間を一ヶ年とす

ロ、右期間満了と共に試験を行ひ本工とするものとす不
合格の者は更に六ヶ月後に試験採用す但し再試験にパスせざるものは本工としては採用せず

ハ、初任給は一圓四十錢とし見習期間中は昇給せず合格者に対しては其の成績により三錢以上昇給すること
ニ、都合に依り丁年以下の者採用する場合は滿十八歳以